

皆さんでまちかどを花で飾りませんか

市民花壇助成事業

◆ 概 要 ◆

市民の方が、公園、街路、広場や空地などで自主的に設置、育成、管理を行う一定の要件を満たした花壇（市民花壇）に対して、市が育成管理費用の一部助成（最高年額15,000円）と年2回の花苗配布（1回当たり最高240株）を行う制度です。

◆ 市民花壇の要件 ◆

1. 自治会、婦人会、老人会、子ども会等の団体で、3年以上の育成管理が可能であること。
2. 公園・道路・広場・空地等で、公園・広場・道路上から見える場所であること。
3. 用地については、土地の所有者または管理者から同意を得られる場所であること。
4. 花壇は、その総面積が30m²以上であること。

プランターの場合は、10基以上で、その総面積が4.5m²以上であること。

<注意事項>

- 食用目的の植物や大麻法等法令で禁止されている植物の栽培は、行わないでください。
- 花壇への水やりに利用する水は、原則、各団体で用意してください。
(花壇管理用散水栓の新設は、行っておりません。)

◆ 申請にあたって ◆

ご希望されている場所や団体等が市民花壇の要件に該当するか等のお問い合わせは、お住まいの下記の建設事務所までご連絡ください。

建設局各建設事務所公園緑地係

東部（東灘区・灘区）	東灘区御影塚町2-27-20	☎ 854-2191（代表）
中部（中央区・兵庫区）	兵庫区湊川町2-1-12	☎ 511-0515（代表）
北（北区）	北区有野町唐櫃字種池3064	☎ 981-5191（代表）
西部（長田区・須磨区）	須磨区妙法寺ヌメリ石1-1	☎ 742-2424（代表）
垂水（垂水区）	垂水区福田5-6-20	☎ 707-0234（代表）
西（西区）	西区玉津町今津字宮の西333-1	☎ 912-3750（代表）

*書類等の申請受付は、区役所地域協働課が担当します。

